

年七月一般開港場となり今や本道西北地方唯一の良港として石狩大原野より天鹽北見二國の貨物集散地として頗る隆盛を來し戸數一萬有餘人口八萬に垂んとし秩序未だ函館港の如くに整備せざるも其勢は既に函館を凌ぐに至れり港は小樽高島二郡に跨り北は高島岬海中に突出して北西の風浪を遮り東は平磯岬ありて北東の障蔽となり一大灣形を成せり灣内極めて廣く水深亦五尋より七尋に及び海底泥沙にして錨爪爬入船舶の碇繫に適す而して明治三十年以來二百五拾萬圓の豫算を以て築港しつゝあるか故に竣工の曉は一層の良港となるに至らん陸は鐵道により一日にして南は室蘭港夕張炭山に到るべく東は札幌旭川を経て一方は十勝國境に接せる落合おちあひに一方は天鹽國士別しづに達するを得べく此間の貨物の集散一に本港に依れり海に在りて本洲との航海狀況は概ね函館に等しく而して本道中天鹽北見沿岸一帯の航海は一に本港を以て基點とし又日本海命令航路の起點は三十五年より新に本港に移され本道對露貿易の中心となる等要するに現今に在りては本道中央部及西北部に於ける唯一の良港にして函館と共に本道の

工大關門たり

釧路港 本港は明治二十三年特別輸出港となり同三十二年七月一般開港場となりたる本道東部の要港にして釧路河口にあり貿易港としては未だ重要な地歩を占めざるも

自然の形勢に於て他日北見の東半部より根室釧路十勝諸國全部の貨物集散港として重大の任務を負ふべき運命を有し鐵道の十勝よりするものも網走よりするものも根室よりするものも擧て本港に集中する豫定にて現に本港より白糠間十七哩餘は既に開通し其他各線亦漸次開通すべく加ふるに築港の必要は世人の認むる所なれば多年ならずして着手せらるべく將來本道東海岸唯一の良港たらんこと疑なき所なり

室蘭港 本港は明治五年開拓使に於て修築し明治二十七年特別輸出港となり三十五年七月輸出品を限れる開港場として指定せられ専ら石炭及木材の輸出を爲すのみにて明治二十七年には僅に貳萬八千餘圓の輸出額なりしも同三十四年には百三拾六萬餘圓の巨額を輸出するに至り累年港勢の發達測るべからざるものあり本年一月遂に輸出品の制限は撤去せられ唯輸入品のみ多少の制限を存し實際上殆ど一般開港場と異なるなきに至れり港は膽振國の南端噴火灣の尖頭に在り灣内廣く港口に大黒島と稱する一小島ありて自然の門戸を作り船舶碇泊の便甚た可なり函館青森諸港と共に東京札幌間海陸聯絡の要港とす

留萌港 本港は官設鐵道竣工の後天鹽國沿岸地方の門戸となるべき所にして其築港の必要は夙に世人の認むる所なり他日鐵道並に築港完成の曉には留萌煤田の採掘を

勝致し石狩國の一部天鹽國大部の貨物集散して港の面目を改むるに至るへし
江差、岩内、壽都、増毛は何れも本道西岸の要港、稚内、網走は北岸の要港、根室は東端の良港な
り、大津は十勝國大津河口に在り、現に同國一帶の貨物集散地たり

鐵道

本道に於る鐵道の敷設は開拓使の初め拓殖の創業は礦物採掘に在るを察し、明治五年米
國技師を聘して地質礦物鐵道のことを調査せしめ、同十一年政府が起業公債募集の舉
るに際し其幾部を炭礦鐵道敷設費に充て、越て同十三年一月幌内炭山の開坑と共に鐵道
工事に着手し、同年十一月小樽札幌間線路成る、十五年十一月札幌幌内間竣工す、十九年中
北海道廳に於て幾春別炭礦鐵道に着手せしも、經費の都合により一時中止せしか、村田堤
なる者允許を得て之か補足工事に従事し、二十一年十一月全通せり、二十二年十二月北海
道炭礦鐵道會社成るに及び全線を炭坑と共に該社に拂下けたり、二十三年七月夕張線成
り、二十五年八月室蘭線成り、砂川空知太線亦竣工す、是に於て小樽室蘭間全線開通せり、二
十四年より二十七年の交北海道廳は拓殖の進運に促され、築港の調査と共に鐵道の調査
を爲し、本道幹支線鐵道調書を製して政府に稟議し、政府は二十八年の議會に詢りて、空知

太、旭川間三十六哩の敷設を決し、二十九年六月に着手し、三十一年七月竣工せり、是より先
き本道鐵道敷設の大計、朝野の間に議せられ、第九議會の協賛を経たる北海道鐵道敷設法
なるもの、二十九年五月に發布せられ、同月臨時北海道鐵道敷設部(其後北海道廳鐵道部と
改む)設置せられ、尋て政府は第一期線及第二期線として敷設すべき線路を撰定し、第一期
線五百六十二哩(此工費一千八百五拾四萬餘圓)を明治三十年度より十箇年の繼續工
事として建設すべく、第十議會の協賛を経たり、是に於て乎本道鐵道敷設の方針、順序、凡て一定
せり、三十年六月工事に着手したる天鹽線は現に旭川士別間を開通し、同年八月着手した
る十勝線は既に旭川落合間を開通し、三十三年五月着手したる釧路線は目下釧路白糠間
を開通せり、各線何れも尙ほ引續き工事進行中なるを以て成るに隨ひ順次開通すへし、而
して其第二期線中に組入れられたる小樽函館兩港接續線は北海道鐵道株式會社の組織
ありて第十六議會の協賛により、一哩に付八千圓の國費保護を受けて敷設することゝな
り、三十五年四月起工し、同年十二月には余市然別間九哩、函館本郷間十一哩を開通し、滿三
年を期して全線百五十五哩を竣工せんとせり、且つ政府は第一期線中の一部を延はし、別
に深川留萌間及利別太網走間の二線を二期より繰上げ第一期線として竣工せんと、計
畫を爲しつゝ、あり之を要するに鐵道の延長は拓殖の消長に關すること最も大にして線

路の通ずる處は直に市街となり農村となり其進運の急速なること殆んど豫想の外にありを以て他年全道縦横の第一期線及第二期線全通の日に際せば本道の拓殖事業亦大體に完了せるものと謂ふを得へし左に現在開通線及將來に開通せらるべき豫定線を表記せん

炭礦鐵道線二百三哩七全部既成

手宮岩見澤間四七・二 岩見澤室蘭間八六・一 岩見澤、砂川間二二・九 岩見澤、巖春別間一一・三 砂川、歌志内間九・〇 追分、夕張間二七・二

官設鐵道第一期線五百七十八哩九内既成百五十七哩三

砂川、旭川間三九・三 旭川、士別間三三・四 旭川、落合間六七・三 釧路、白糠間一七・三以上既成 落合、利別太間五九・四 利別太、白糠間四七・九 名寄、宗谷間一三二・五 釧路網走間九四・九 塘路根室間七二・八 士別、名寄間一四・二以上未成

同第二期線二百八十四哩全部未成

名寄、相ノ内間一四一・五 深川、留萌間二九・〇 利別太、網走間一一三・五

北海道鐵道線小樽、函館間百五十五哩内既成二十哩

余市、然別間九・〇 函館、本郷間一一・〇以上既成 然別、本郷間一三五・〇未成

現今鐵道既成線合計三百八十一哩未成線合計八百十哩とす本道鐵道の將來尙は多事なりと云ふへし

道路

維新以前に在りては東西蝦夷地に於て處々の山道を開鑿したることあるも辛ふして馬足を通ずるに過ぎず且つ概ね沿海漁場を連絡するに足るのみにて内陸は殆ど道路なきに等しかりしか明治四年九月より同六年六月に亘り百萬圓の巨資を投して函館、札幌間の新道を開鑿せし以來諸處の道路を開鑿又は修築し殊に鶉山道は明治十九年の交に開き石狩國より北見國網走に至る中央道路は同十九年より二十四年の間に成り釧路、網走間の新道は二十一年より二十三年に至る間に成り十勝河口より石狩國歌志内に通ずる道路は二十五年より三十二年に亘りて竣工し大體幹線の通路概ね成を告げたり且つ殖民地の開発に伴ふて或は殖民道路を作りて市街と殖民地とを聯絡し或は排水道路を作りて殖民地の開発に便せし等施設至らざるなし三十四年度よりは本道十年計畫の大計を策定し同年度以降十年間に國道三十五里餘、縣道八十五里餘、里道五百七十三里餘、市街道路六十四里餘、橋梁四十八箇所、排水道路千五百里餘を築設せんとし今現に着々進行中を屬せり三十三年未道路現計左の如し

國道	縣道	里道	市街	計
一五〇・一六町	三九八・〇町	八六七・〇五町	一五二・五三町	

三十四年度中には百十五里一町を開鑿し三十五年度中には二百十四里三十五町を開鑿し現在計千七百四十六里弱の道路を有せり之に加ふるに前記十年計畫の二千里を以てせんとす其完了の曉には全道の道路略は完備し僻陬の移民も此道路に依りて貨物を運搬するの便を得るに至らん

河川

本邦第一の大河たる石狩川を初めとし天鹽十勝釧路尻別利別網走其他數十の諸川皆交通上多少の利便を興へざるなし殊に陸上交通の未だ開けざる時に在りては専ら之を唯一の通路となし移民も之に依りて往來し貨物も之に依りて運搬し以て漸次開拓の歩を進むるなり石狩原野の開發然りしなり釧路十勝等の諸原野も然りしなり天鹽原野の如きは現に然るなり河川か交通上に開拓上に裨益を興ふること實に是の如きものあり而して移民増加し道路開鑿せらるゝ後に於ても河川は交通上に利用せられ現今石狩川は河口石狩町より溯りて札的内迄八十三哩半程の定期航行船即ち北海道廳保護の下に小蒸氣船を上下せしめ天鹽川亦遠からずして同様の航行を試みんと計畫あり其他各川概ね常に小舟來往して沿岸住民貨物運搬の用を便し且つ上流地方より伐出せる材木は

殆ど凡て河流を利用して適宜の地に流送せらる比較的交通便利なる本道の木材か或は燐寸軸木原材として或は鐵道枕木用材として海岸若くは市街を距る數里乃至數十里の山奥より搬出せらるゝ所以のものは主として此流送の爲め多くの運賃を要せざるに因由するなり

北海道廳は別に數萬の資を投して運河を開鑿し一は殖民原野の排水を爲し一は舟楫を運して交通の便に供せり此運河は四條あり即ち明治二十七年中に着手し二十九年間に竣工せる石狩國馬追原野運河(延長七千四百四十一間餘幌向原野運河(延長五千七百六十八間餘)二十八年度に起工して三十年度に成功せる札幌茨戸間運河(延長五千八百三十二間餘茨戸錢函間運河延長八千二百二十九間餘是なり何れも現に舟楫を通し兼て排水の目的を達し沿岸住民に利便を興へ居れり

航海

本道航海の發達は其初め主として漁業の發達と相伴ひしか其後種々の方面より進歩を促し殊に開拓使の時は數多の西洋形船を備へ且つ民間の航海業に従事する會社を保護して航海をなさしめたり北海道廳に至りては全く官船を廢せりと雖も尙は重要な航

路に對し政府は特に補助金を與へて定期の航海を爲さしめ且つ漸次其航路を擴張し或は新に航路を開かしめたり今左に現在補助航路の概況を記せん

(一)日本海航路(遞信省命令航路) 本航路には甲線と乙線とあり甲線は交通丸乙線は凱旋丸を使用し甲線は門司を起點とし乙線は小樽を起點とし何れも一箇年八回つゝ日本海の各港を定期に周航せり受命者は大阪の大家七平にして其各線發着寄港の順序は左の如し

- (甲線) 門司、濱田、境、宮津、敦賀、浦鹽新橋、敦賀、七尾、伏木、夷、新潟、函館、小樽、コルサコフ
- (乙線) 小樽、函館、夷、新潟、伏木、七尾、浦鹽新橋、七尾、敦賀、宮津、境、濱田、^{門司}釜山、元山

(二)青森室蘭間(同上) 本洲と本道とを聯絡する幹線にして日本郵船會社は命を受けて一日各一回つゝ兩地より定期船を發しつゝあり中間必ず函館に寄港せり而して函館青森間は命令に依る航行以外に郵船會社は更に一日一回の定航を開き居れり

(三)神戸小樽間東廻定期線(同上) 三日毎に此兩地を發す受命者は郵船會社にて其發着寄港順序左の如し

- (往航) 神戸、橫濱、秋濱、函館、小樽
- (復航) 小樽、函館、秋濱、橫濱、四日市、神戸

(四)橫濱・神戸・小樽間西廻定期線(同上) 橫濱小樽とも一週日毎に發船す受命者同上其發着寄港順序左の如し

(往航) 橫濱、神戸、尾道、下關、境、敦賀、七尾、伏木、夷、舟川、函館、小樽

(復航) 小樽、函館、舟川、夷、伏木、七尾、敦賀、下關、尾道、神戸、鹽津、橫濱

(五)本道沿海航路各線(北海道廳命令航路) 各線を列記せば左の如し

航路名	寄港地	回数	數
函館根室線	釧路、厚岸、霧多布	每月六回	
根室紗那線	留別、斜古丹、床丹、乳香路	五月より十一月迄每月三回	十二月一回
根室網走線	泊、斜里	五月より十一月迄每月三回	四月、十二月各一回
小樽稚内線	増毛、留萌、燒尻、天賣、鬼島、盆泊、香深	四月より十一月迄每月五回	其他三回
稚内網走線	枝幸、雄武、紋別、湧別、常呂	四月より十月迄每月五回	十一月、十二月各二回
函館小樽線	江差、壽都、岩内、釣掛	四月より十月迄每月五回	其他三回
函館單冠線	根室、瀨石、乳香路、斜古丹	十二月一月各一回	
右受命者日本郵船株式會社			
函館大津線	廣尾	每月五回	
右受命者渡邊熊四郎			
小樽天鹽線	増毛、初山、別、遠別、留萌	四月より十月迄每月四回	十一月、十二月各三回
右受命者藤山要吉			
四月より十月迄每月四回			
十一月、十二月各三回			
一月より三月迄每月二回			

此他命令航行船以外の船舶は道内各港間及本洲各港との間は勿論進んで露領亞細亞よ

り北清朝鮮の各港に至るまで隨時航行し千島諸島には毎年一回帝國軍艦の巡航あり
航路標識 本道中燈臺及浮標を設置せる箇所は左の如し

白神崎、福山、鷗島、稻穂、辨慶岬、神威岬、日和山、石狩、増毛、鷺泊、稚内、宗谷岬、アトイヤ
岬、ケラマイ岬、辨天島、納沙布崎、花咲、落石崎、厚岸、釧路、襟裳岬、幌泉、浦河、室蘭、恵山、
汐首岬、葛登支岬以上燈臺、函館燈船、小樽、函館以上浮標

驛傳

本道驛傳の制は蝦夷地に於ては明治維新以前場所請負人をして旅宿及人馬繼立の事を
取扱はしめたりしか維新以降漸次之を改革し今は他に旅宿及人馬繼立の従業者なき地
方に限り驛遞所を設け取扱人を置き家屋馬匹の幾部若くは全部を官給し補助金を與へ
旅宿と人馬繼立の業に従はしめ又郵便局の設けなき箇所にては郵便繼立の業をも兼ね
しめつゝあり而して一面に人烟次第に繁く旅宿及人馬繼立の業を爲す者出づるに従ひ
驛遞所を廢止し一面に道路の新設に従ひ無人の地に之を設けて其地方の交通の便に供
せり現在驛遞所の數は二百四箇にして國別となせは左の如し

國	渡島	後志	石狩	釧路	天鹽	北見	根室	千島	計
遞驛所	八	一〇	三四	一九	二	三三	一七	二〇	三六
									九
									一七
									二〇四

驛遞所の宿泊料は概ね一宿六十錢、乘駄馬賃は一里十錢より十五錢とし惡路は割増をな
す全道苟も道路の通する處にして旅宿及人馬繼立業者なき地には三里乃至五里毎に必
ず驛遞所の設けあるを以て其地に於ける行旅及貨物の運搬は之によりて辨するを得る
なり

郵便電信電話

明治四年八月始めて函館に郵便役所を置き郵便事務を取扱へるを嚆矢とし越て同六年
十月函館より室蘭を経て札幌に至る郵便線路を開始し翌七年九月函館より青森、安渡、大
港兩港に定期航海を開きて郵便遞送を爲し同八年一月函館局にて郵便爲替事務を開始
し同年三月電信を開始し爾來日を逐ふて各事務を擴張し同十六年には手宮幌内間に電
話線を架し三十二三年に及んで函館小樽札幌三市街に電話交換局設置せられ續て札幌
小樽間電話線直通し又函館、江差間、函館、湯川間の如き電話を通するに至れり左に三十五
年十二月現行郵便電信線路程及各局所數を掲げん

郵便線路程 普通道路實里程千四百八十八里三町三十六間(延里程二千九百六里二町三十二間) 鐵道實里程
三百五十三哩三十八鎮延里程二千九百四十哩四十鎮、水路二千六百七十哩
電信線路程 陸上線直長九百二十四里四町五十間延長三千三百三十六里二十町十六間 水底線直長三百

六十一 一哩七九六 延長六百二十 一哩一二八
 郵便電信局數 一等郵便電信局一 二等郵便電信局九 二等電信局一 三等郵便電信局百二十五 三等郵便電信局八十六 電話交換局三 電話所三あり

近年拓殖の進歩に伴ひ毎年十數箇所の郵便局及郵便電信局を増置するを以て通信機關は漸次擴張しつゝあり

地方制度

地方費制度

明治三十四年法律第二號北海道會法全年法律第四號北海道地方費法を發布せられ全年四月一日より之を實施せられたり從來國幣の經營に一任せし所の本道も爾來公共事業に對し獨立自營の端緒を啓くに至りたるは本道の一光彩を發揮せしものと謂ふ可し今其制度の内容を摘記せん

道會の組織及選舉 (一)各選舉區より選舉せる議員を以て組織す而して明治三十四年勅令第十七號北海道會選舉令公布あり二十一選舉區三十五人を定員とす名譽職にして其任期は三年なり定員三分の一以上關員を生ずるときは補闕選舉を行ふものとし其三分の一以下の場合と雖も内務大臣又は北海道廳長官に於て臨時補闕を必要と認めたるときは其補闕選舉を行ふことを得 (二)選舉權は (イ)帝國臣民たる男子年齢二十五年以上なること (ロ)北海道内に三年以來住所を有すること (ハ)北海道内に三年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者若くは北海道内に於て三年以來土地四町歩以上を所有すること (ニ)被

選舉權は(イ)帝國臣民たる男子年齢滿二十五年以上なること(ロ)北海道内に三年以來住所を有すること(ハ)北海道内に三年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者若くは北海道に於て三年以來土地十五町歩以上を所有すること(ニ)直接國稅の種類は地租所得稅營業稅の三種とす(四)選舉權及被選舉權を有せしめざる者に關する規定は府縣市町村制と粗は同一なり(五)議員にして被選舉權を有せざる者は其職を失ふ其有無の決定は北海道廳長官(以下單に長官と記す)の職權に屬せり而して其決定を違法なりとする者は行政訴訟を提起することを得(六)選舉人名簿の調製縦覽並に確定に關する手續及選舉當選に關する手續は府縣制の規定と同一なり(七)選舉又は當選の効力に關し異議あるときは當選人告示の日より十四日以内に長官に申立其與へたる決定に不服ある者は二十一日以内に行政訴訟を提起することを得且長官は選舉若は當選を無効と認むるときは選舉若くは當選の取消處分をなす其處分に不服ある者は前記同様行政訴訟を提起することを得

道會の職務權限 (一)北海道會は法律勅令に別途の規定あるもの、外北海道地方費歲入出豫算及北海道地方稅の課目課率を議決し決算の報告を受く(二)長官は道會の議決に付すべき事件に付發案の權を有し且道會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し之を召集するの暇なしと認むるときは專決處分し次の會期に於て報告し其權限に屬する

事項は其議決に依り之を專決處分することを得(三)選舉に關する罰則、公益に關する意見官廳の諮問に關する意見、議員并に議長副議長に關する規定、道會の開閉開會採決、道會に於ける選舉、議場の秩序、傍聽の取締、議決に付て再議取消の處分、招集不應不成立の場合、停會解散、議員實費辨償の方法、異議、訴訟願の提起期日等は府縣制を準用する規定なり

地方費の收入支出 (一)地方稅の收入課目は(イ)段別割無租地(ロ)水産稅(ハ)地租附加稅(ニ)戸數割にして其賦課徵收に關する事項は勅令を以て別段の規定あるもの、外府縣稅に關する規定を準用す尤も北海道には參事會なる機關の設けなきを以て其職務は長官之を行ふものとす(二)地方費を以て支辨すべき費目(イ)警察費(ロ)警察廳舎建築修繕費(ハ)土木費(ニ)衛生及病院費(ホ)教育費(ヘ)教育費(ト)諸達書及揭示諸費(チ)勸業費(リ)二級町村長書記給料旅費(ヌ)戸長役場費及戸長以下給料旅費及諸給與(ル)北海道廳舎建築修繕費(ヲ)北海道會議員選舉費(ワ)北海道會費(カ)補助費(コ)地方稅取扱費(ク)豫備費にして右の外費目の増加を要するときは長官は道會の議決を経内務大臣の許可を要す

區

明治廿一年法律第一號町村制第三百三十二條を以て北海道に施行すべき地方制度は勅令

を以て定むとの規定に基き三十年勅令第五十八號を以て北海道區制は公布せられたり然れとも尙民度に適せざる事項の存するあるを以て更に三十二年勅令第三百七十八號を以て之を改正せらる同年十月一日より之か施行を見るに至れり今左に府縣の町村制と對比し其差異の重なる點を摘記し以て其内容を示さん

區及其區域 (一)區は郡の區域に屬せず(二)區の變更は内務大臣之を定む

區住民及其權利義務 (一)區公民の資格(イ)帝國臣民にして公權を有する獨立の男子三年以來區の住民と爲りたること(ロ)區の負擔を分任すること(ハ)區内に於て地租年額五十

錢以上を納め又は直接國稅北海道水產稅若は直接國稅と北海道水產稅とを合して年額

貳圓五拾錢以上を納め又は耕地宅地三町歩以上所有すること

區條例及區規則 府縣の町村制に同し

區吏員の組織及選任

(一)區長助役は有給吏員にして其任期は六年なり(二)區會は區長候補者三名を推薦し上奏裁可を請ふ(三)區長臨時代表者は内務大臣選任又は派遣す其給

料額旅費額は内務大臣之を定む(四)助役は區會之を選舉し長官の認可を受く(五)助役臨時

代理は長官選任又は派遣す其給料旅費額は長官之を定む(六)長官の不認可に對しては不

服を申立ることを許さず(七)收入役及收入役代理者各一名を置き區長の推薦に依り區會

之を選定し長官の認可を要す任期及臨時代理者選任又は派遣等は區長助役の例に依る

(八)區規則を以て處務便宜の爲め部を設け部長及部長代理者を置き又は臨時若は常置の

委員を置くことを得

區吏員の職務權限 (一)區長は區會の議決を承認するの權限を有す(二)區會に於て必要

の收支に關し否決し又は不當の削除を爲すと認むるときは區長は自己の意見又は監督

官廳の指令に依り再議に付するを得(三)區會招集に應せず若は成立せず又は其の議決す

べき事件を議決せず若くは議了せざるときは區長は長官に申立て指揮を請ひ之を處分

す(四)區役所處務規定及吏員服務紀律は長官之を定め吏員の處務規程は區長長官の許可

を得て之を定む

給料及給與 (一)名譽職吏員の實費辨償額報酬額は長官の許可を受くるを要す(二)區長

の給料額は内務大臣の許可を受くるを要す其他の有給吏員の給料額旅費額及支給方法

并に區長給料支給方法旅費額等は長官の許可を受くるを要す

區會の組織及選舉 (一)區會議員の定員は人口五萬未満二十四人以下五萬以上三十人

以下とし區規則を以て定む(二)選舉人は分て三級とす(三)選舉の效力に關し異議あるとき

は選舉の日より七日以内に長官に訴願し其裁決に不服あるものは行政裁判所に出訴す

るを得(四)確定名簿は確定の日より一年以内に於て選舉を行ふときは之を適用す
區會の職務權限及處務規程 府縣の町村制に同じ但し區會の職務權限は制限的なり
區有財産及區稅 (一)長官は區の經濟の狀況に依り必要と認むるときは基本財産を蓄
積せしむるを得(二)區規則の規程に依り或る事業の爲に特別の基本財産若は積立金穀等
を設くるを得區稅は粗は府縣町村稅に同じ
區の歳入出豫算及決算 (二)區の費用を以て支辨すべき事業にして數年を期し施行す
べきもの又は數年を期して其費用を支出すべきものは繼續費と爲すを得(三)區規則を以
て特別會計を設くることを得(三)豫算調製式並費目流用に關する規程は内務大臣の許可
を受け長官之を定む
區内の一部の行政 部會は長官に於て必要と認めたるときは區會の意見を聞き内務
大臣の許可を得て之を設く
區行政の監督 府縣の町村制に同じ
區制施行地 明治三十二年十月一日より施行せし地は石狩國札幌區渡島國函館區後
志國小樽區とす

一級町村

一級町村制は區制と同じく廿一年法律第一號の委任に基き三十年勅令第五百十九號を
以て公布卅三年勅令第五十一號を以て改正の上同年七月一日より實施せられたり而し
て其内容は略は區制と同一なるを以て茲には其區制と異なる點を掲記するに止む
町村及其區域 町村の廢置分合は内務大臣の許可を得て長官之を定む
町村住民及其權利義務 町村公民の資格中地租年額四拾錢直接國稅北海道水産稅年
額貳圓の差異あるのみにして其他は前記區制に同じ
町村條例及町村規則 區制に同じ
町村吏員の組織及選任 町村長助役は有給吏員にして其任期は四年なり町村會之を
選舉し長官の許可を受くるものとす
町村吏員の職務權限 區制に同じ
給料及給與 (一)町村長助役及有給吏員の給料額旅費額及支給方法は長官の許可を受
くるを要す(二)名譽職吏員の實費辨償額報酬額は町村會の議決を経て支廳長の許可を受
くるを要す

町・村・會の組織及選舉 (一)議員定員下の如し人口千五百未満の町村八人、千五百以上五千未満十二人、五千以上一萬未満十六人、一萬以上二萬未満二十人、二萬以上二十四人、(二)選舉人は分て二級とす

町・村・會の職務權限及處務規程 區制に同じ

町・村・有財産及町村税 町村債の總額は毎年の利子額其町村經常支出最近三年平均額の三分の一を超過するを得ず

町・村・歳入出豫算及決算 區制に同じ

町・村・内一部の行政 區制に同じ

町・村・組合 (一)支廳長は公益上必要と認むる場合に於ては數町村の事務を共同處理せしむる爲長官の許可を得て町村組合を設くるを得同時に組合會議の組織事務の管理方法及費用の支辨方法に關し規定を設け長官の許可を受くるを要す變更のとき亦同じ(二)町村組合は法人とす(三)町村組合は支廳長に於て長官の許可を得るにあらざれば解散することを得ず公益上必要の場合に於ては同様の手續により組合町村の數を増減し共同事務の變更を爲すことを得

町・村・行政の監督 區制に同じ

町・村・制・施行地 明治三十三年七月一日より渡島國大野村、上磯村、福山村、福島村、江差町、後志國壽都町、余市町、石狩國岩見澤村、天鹽國増毛町、北見國稚内町、膽振國室蘭町、伊達村、釧路國釧路町、厚岸町、根室國根室町に三十五年四月一日より石狩國旭川町に施行す

二級町村

二級町村制も區制と同じく廿一年法律第一號の委任に基き卅年勅令第六十號を以て公布、三十五年勅令第三十七號を以て改正の上同年四月一日より實施せられたり二級町村制は本道の特色に基き制定せられたるものなるを以て區制及一級町村制等とは頗る其趣旨を異にするの點多しとす

總則 (一)町村の法人たることは一級町村制に同じ(二)町村の廢置分合は一級町村制に同じ(三)町村内に住居を占むる者は總て町村住民とし其權利義務は一級町村制に同じ而して公民の制を設けす(四)町村は住民の權利義務、町村の事務、町村有財産及營造物に關し町村規則を設くることを得而して條例設定を許さす

町・村・吏員・の・組織・及・選任 (一)二級町村吏員は總て有給とし町村長收入役は各一名、書記の定員は長官之を定む町村長は長官任免し書記は支廳長任免す收入役は町村會推薦し

支廳長任命し其任期を四箇年とす其他の附屬員は町村長任免す(二)特別の事情ある町村は支廳長に於て長官の許可を得て町村長書記をして收入役の事務を兼掌せしむることを得(三)處務便宜のため規則を以て部を設置し部長を置くことを得町村會の議決に依り支廳長の許可を得て臨時委員を置くことを得部長及委員は名譽職とし支廳長任免す

町・村・吏・員・職・務・權・限。 一級町村制と粗同一なり尤も町村會議及議決取消處分に對し不服の町村會あるも訴願を許すへき規定を設けず

町・村・吏・員・の・給・料・及・給・與。 (一)町村長書記の給料及旅費は北海道地方費より支給す(二)名譽職吏員の實費辨償額及支給方法は支廳長の許可を受くるを要す

町・村・會・組・織・及・選・舉。 (一)議員定員は一町村四名以上十二名以下とし長官之を定む長官の定むる所下の如し人口千未満四人千以上二千未満六人二千以上三千未満八人三千以上五千未満十人五千以上十二人(二)選舉權は下の要件を具備するに依り發生す(イ)帝國の臣民にして公權を有する獨立の男子一年以來町村に住居を占め(ロ)町村の負擔を分任し(ハ)町村内に於て地租年額十錢以上を納め又は直接國稅北海道水産稅若くは直接國稅と北海道水産稅とを合して年額五十錢以上を納め又は耕地一町步若くは宅地百坪以上を所有し又は總納稅人の町村稅平均額以上の町村稅を納むる者に限る(三)選舉は選舉人を

通して施行す(四)議員は名譽職とし任期を二箇年とす闕員あるときは時々補闕選舉を行ふ而して半数改選の制を採らす(五)選舉は代人を以て行ふことを得選舉掛を置かず(六)選舉又は常選の效力に關し異議あるときは選舉の日より七日以内に支廳長に申立其決定に不服ある者は長官に訴願することを得而して行政裁判所へ出訴の制を採らす

町・村・會・の・職・務・權・限・及・處・務・規・程。 (一)一級町村制と粗同し尤も町村費を以て支辨すへき事業に對しては議決を経へき規定なし(二)輕易の事件は會議を開かず書面を以て議員の意見を聞くの方法を採れり(三)會議及傍聽の規律及取締に關する規定は長官之を定む

町・村・有・財・産・及・收・入。 町村の事情に依り北海道地方費より歳出の全部又は一部の補助を爲す其他は一級町村制に同じ

豫・算・及・決・算。 一級町村制に同じ

町・村・組・合。 (一)町村役場事務を共同處理せしむるため長官は町村組合を設くることを得二町村事務の一部を共同處理せしむることを要するときは支廳長支廳所轄を異にするときは長官町村組合を設く(三)組合會議員は各町村會議員を以て之に充つ但し各町村に於て其議員中より更に互選せしむることを得(四)町村組合には町村に關する規定を準用す

町・村行政の監督 一級町村制に同じ

戸長制度

本道は拓地殖民の施設に依り年々歳々新村の設置を見るは當然の結果にして此新村に對しては戸長制度を必要とする所以なり今其一斑を擧ぐ

戸長職務概目 (一)明治十二年開拓使第十四號達を以て戸長職務概目を定めらる下の如し(イ)布告布達を町村に示す事(ロ)地租及諸税を取纏め上納する事(ハ)戸籍の事(ニ)徴兵下調の事(ホ)地所建物船舶質入書入並に賣買に與書加印の事(ヘ)地券臺帳の事(ト)迷子捨子及行旅病人變死人其他事變あるとき警察官に報知の事(チ)天災又は非常の難に遭ひ目下窮迫の者を具狀する事(リ)孝子節婦其他篤行の者を具狀する事(ヌ)町村の幼童荒學勸誘の事(ル)町内の人民印影簿を整置する事(ヲ)諸帳簿保存管守の事(ワ)河港道路堤防橋梁其他修繕保存すべき物に就き利害を具狀する事(カ)右の外道廳長官又は支廳長より命令する處の事務は規則又は命令に依て従事すべき事(爾後の法令に依り戸長の職務に屬せざるものあるも其儘掲記す)二戸長は長官之を任免す其俸給額は一等給參拾五圓以下二等給參拾五圓以上 三等給貳拾五圓以上 四等給拾五圓以上とす

總代人選舉法

(一)被選人資格一町村毎に年齢二十年以上の男子にして管内に百圓以上の地券を有する該町村本籍の者二名を選舉して町村總代人となす但し百圓以上の地券を有するものなき町村は中等以上の身代にして管内に不動産を有するものを選び得へし(二)總代人たるを得ざる者は(イ)風癩白痴の者(ロ)懲戒令に依り免職二年以内の者及除族若くは懲役一年以上實決の刑に處せられたるもの(ハ)身代限の處分を受け負債の辨償を終へざるもの(ニ)官吏教導職區吏(ホ)被雇人にして其雇入の承諾を得ざるもの三選舉人資格は町村内本籍にして管内に不動産を有する二十年以上の男子一同をして投票せしめ其多數に依り定む前項第一第二第三に當るものは選舉人たるを得ず(四)選舉は戸長に於て少くも選舉十五日前時日と場所とを定め當日戸長立會して之を行ふ(五)總代人は滿二箇年を以て期限とし毎年其半を改選交換す選舉すべき權を有するもの六分以上の見込を以て改選を申立る時は許可す

總代人心得

明治九年第三百三十號に依り金穀公借共有物取扱土木起功等の事に預るを以て本務となす明治十六年根室縣甲第二十五號を以て總代人選舉法總代人心得發布あるも大同小異に付略す

町村費

(一)町村費を以て支辨すべき費目は(イ)會議費(ロ)町村費取扱費(ハ)町村費滞納處

分費(ニ)土木費(ホ)教育費(ヘ)教育補助費(ト)衛生費及病院費(チ)警備費(リ)基本財産造成費(ヌ)勸業費とす其他費目の増減を要するときは戸長は長官の指揮を受くるを要す(二)町村費收入課目の増設及賦課方法新設變更は長官の許可を受くるを要す(三)町村費收支豫算及決算書式町村基本財産管理規程は當廳訓令を以て規定せり

公共組合

明治三十五年法律第十二號を以て北海道土功組合法の公布あり區町村又は區町村組合の事業と爲すことを得ざる特別の事情ある場合に限り(一)農業上必要な道路、橋梁、用水、排水又は堤塘等を施設維持すること、(二)農業上の有害物を除去し又は豫防することの事業を目的とし一定の地區を定めて土功組合を設置することを得此組合は法人にして組合員たるには組合事業の爲直接に利益を享くる土地を所有又は占有する者に限る而して長官は必要と認むるときは組合加入に同意せざる者に對し加入を命ずることを得又國庫は組合事業に對し其費用の一部を補助することを得るものとす

教 育

小學校 明治三十五年四月の調査に依れば小學校の總數公私立合して七百九十五校あり其内簡易教育所二百二十八箇所尋常小學校四百三十五校尋常高等併置の小學校百二十八校、高等小學校四校にして外に分教場四十七箇所あり之に收容する所の生徒は殆んど十萬に達し移民の増加に伴ひ駭々として歩武を進めつゝあり殊に本道の事情は全く府縣と其趣を異にし新來移殖の民多きを以て開墾稼穡に切にして尙ほ子弟教養の餘裕なき者あり又新開の町村は團體の基礎未だ定まらず爲めに教育施設を完備するの資力に乏しきを以て明治三十一年是等特殊の地方に簡易教育規程なる特別制度を施行し六箇年の期限を以て簡易教育所の設立を許可し之か救済の方法を講し以て新移の民と雖も毫も其子弟教育の機關に缺くるなきを期せり而して簡易教育所に地方費を以て其設備の費用を貸付又は補助するは尋常小學校に同じ今最近五箇年間に於ける學校數及生徒數増加の情況を左表に示さん

年次	種別				計	生徒		合計
	簡易教育所	私立小學校	公立小學校	高等小學校		男	女	
明治三十一年	四〇	二九	七九	四二	三五、五五〇	一七、四六八	五三、〇一八	
明治三十二年	四二	三二	八七	四六	三七、〇六七	一九、〇八二	五六、一四九	
明治三十三年	四八	三三	九七	四九	四一、一四三	二二、〇二五	六三、一六八	
明治三十四年	一六五	三九	一〇七	六六	五四、八一四	三〇、一七二	八四、九八六	
明治三十五年	二二八	四三	二二	七九	五九、一九八	三六、一九六	九五、三九四	

高等女學校 高等女學校は明治三十五年本道地方費を以て札幌に設置す其修業年限は四箇年とし特に一箇年の補習科を置く現在の生徒二百名にして明治三十七年に完成すへき新築の校舎は優に四百名を容るゝに足る而して本道師範學校には未だ女子部の開始なきか爲め本校に於て特例として本科三學年以上補習科に給費生を置き小學教員を養成せり

中學校 中學校の既設せられたるは札幌小樽函館に各一箇所之に收容する生徒の總數殆んど一千名にして其設備も輒近に至り大に擴張の方針を取れり而して全道に於ける高等小學修了生の數年一年に多きを加へ此三箇の中學を以て到底満足すへきにあらず漸次樞要の地に増設せざるへからざる趨勢なりとす殊に旭川の如きは明治三十六年度より開校の議既に道會の議決を経たり

實業學校 實業學校の既設に係るもの函館商業學校、函館商船學校、私立小樽商業學校、私立小樽工學校等にして各々五十名乃至二百五十名の生徒を收容せり而して水産、農産は本道主要の二大産業にして其盛衰は實に本道の開發に至大の關係を有す然るに未だ是等に對する完全なる中等教育機關の施設を視るを得ざるは拓殖事業多端の際始く之を猶豫したるも今や一般の事業稍や其緒に就きたるを以て水産學校、農學校、工業學校等の設立も亦必ずや近き將來に之を見るは敢て疑はざる所なり實業補習學校の如き現に開校しつゝあるもの今は僅に二三に過ぎすと雖も目下計畫に係るもの其數十を以て算するに足る亦以て如何に民意か此種の教育に傾注しつゝあるかを察すへし

師範學校 本道に於ける師範學校は三縣分立の際に於て函館、札幌の兩縣に各壹箇所を置きたるも明治十九年縣を廢し北海道廳を置かるゝに方り從來の縣立師範學校を廢し更に札幌に一の師範學校を置くことゝなり現在の北海道師範學校は此時を以て設立の紀元とせり現在校舎の敷地二萬九千八百十餘坪、外に農業用地、體操用地合せて二萬數百坪、校舎の建坪寄宿舎を合せ三千五百有餘坪にして本科四年、簡易科二年、豫備科(一年)教員講習科の四科を置き豫備科は本科及簡易科に連續し教員講習科は學校教員たるへき有資格者をして須要の學科を講習せしめ兼て教育の方法を研究せしむ又傍ら尋常科女

子准教員を養成せり斯の如く孜々として其養成に勉むと雖も未だ以て毎歲需要の四分の一にたも應ずるに足らず早晚第二師範學校を設置せざる可らざるに至れり現在の生徒本科二百十三名豫備科八十一名教員講習科四十名なりとす

札幌農學校 明治九年八月の開校にして實に帝國に於ける農學校設立の濫觴となす而して本校は府縣に於ける農學校と異なり文部省の直轄に屬し農理、農藝及拓殖に關する高等教育を授くる所とす而も本校は其程度に至つては大學の資格を具備すれとも未だ他の分科大學あらざるの故を以て「ユニヴァーシティー」と稱することを得ずと雖も規定の學課を考究し其業を卒へたる者は農學士と稱するを得本科の外豫修科、土木工學科、森林科及農藝科を設くる等特種の學校なるを以て今其内容の一般を摘記し看者の便に供せん

本科 修業年限を四箇年として之に入學し得る者は本校豫修科を卒業したる者なり
 豫修科 本科の學科を修むるに必要なる普通學科を授くる所にして其修業年限を二箇年とし之に入學し得る者は中學校を卒業したるもの及之と同等の學力を有し入學試験に合格したるものなり
 土木工學科 土木工學に關する教育を授け修業年限を三箇年とし之に入學し得る者は豫修科に同じきものとす
 森林科 林業に關する教育を授け其修業年限は三箇年入學の程度は土木工學科に同じ
 農藝科 農事に關する中等教育を授くる所にして修業年限を三箇年とし之に入學し得る者は年齢滿十七歳以上にして高等小學四學年の課程を卒へ又は中學二學年を修得したるもの若くは之と同等の學力を有し入學試験に及第したるものとす

有し入學試験に及第したるものとす

以上の各科を通して現在の學生生徒の數實に三百數拾名あり其詳細を知らんと欲せば同校學藝會編纂の札幌農學校と題する著書に就て之を看よ

各種學校 前に記せる諸學校の外各種學校の數は凡そ四十あり其多くは函館、札幌、小樽の三區に在りて皆私立なり學校の種類は小學校、中學校及高等女學校に類するもの過半を占め餘は裁縫、法律、土木、繪畫、簿記、英語、露清語、漢籍、産婆、盲者等に關するものなり

學事一覽表 本道教育の大要は既に之を記せりと雖も尙ほ一目其概略を知るに便せんか爲め左に一覽表を掲ぐ

北海道廳學事一覽表 明治三十五年四月調査

小		種		別		本		分		校		計	
尋常	簡易教育所	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
四三三	二三八	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
一七	一七	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
四三九	二二八	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
一五七、五四八	八七一〇二	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
一〇三、三三四	七〇、四四六	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
三〇、八五〇	六三、一五六	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
二二、四六四	四〇、〇七八	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
	二一、六五〇	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
	一九、三〇〇	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
	一一、二九七	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計
	一一、二六八	種	別	本	分	校	計	種	別	本	分	校	計

Table showing statistics for school staff (教員) and students (児童) across different levels (高等科, 尋常科) and genders (男, 女). Includes counts for various categories like '種別' and '入學者'.

Table showing public school expenses (公立學校費) categorized by school type (種別) and region (道廳, 區, 町, 村). Includes sub-categories like '授業料' and '給費'.

Table showing statistics for public schools (公立學校) and private schools (私立學校) regarding student counts and staff ratios.

Table showing public school assets (公立學校資産) categorized by type (種別) and region (道廳, 區, 町, 村). Includes categories like '敷地' and '建物'.

Large table showing public school assets (公立學校資産) and expenses (公立學校費) in detail, broken down by region (道廳, 區, 町, 村) and asset type (種別).

備考 公立學校中函館商船學校は明治三十四年十二月の開校にして未だ卒業生あらず但し全校は其以前官立の分校にして卒業生ありしも管轄の異なる爲め之を省略せり又小樽中學校札幌高等女學校は共に明治三十五年四月の開校に係るものなり

衛生

北海道は本邦の極北に位するを以て世人中には互寒にして衛生に適せずと思惟し此良土を顧みざる者なしとせず蓋し往昔未開にして交通の便なく衣食住の完からざる時に於ては或は衛生に適せざることありしならん然れとも明治二年開拓使を置き銳意本道の開發に着手してより茲に三十有餘年四周の港灣には船舶の出入日に幾十陸内には鐵道及道路縱横に貫通し千古斧斤の入らざりし天然の森林は化して良田沃圃となり尙ほ廣大の沃野は移民の來り耕すを待ちつゝある今日尙ほ互寒衛生に適せずと認むる者あらは其誤解や實に甚しく其謬想の本道開想に障礙あるや尠からすと云ふへし要するに人類の寒地の風土に馴致し易きこと熱地の比にあらざるは論を待たざる所にして寒を防ぐは暑を凌ぐより易く且つ寒の身に及ぼす影響は之を強壯にするものにして此點より見るも本道は決して衛生に不適當なる氣候にあらざるや明かなりとす

今衛生狀況の一斑を序述するに當り少しく之か事務の沿革を述へんとす明治十五年二月開拓使を廢し函館札幌根室の三縣を置くに際しては衛生事務も亦三縣に分屬したり

と雖も明治十九年一月三縣を廢し北海道廳を札幌に置くに際しては衛生事務は警察本署の管掌する所たり同年十二月官制の改正と共に第一部警保課の主管に移り明治二十四年八月再び官制改正に依り内務部庶務課に移りたり明治三十年三月に至り更に警察部に屬し保安課に於て之を處理せり明治三十一年十一月保安課より分離し警察部に衛生課なる一課を設け今日に至れり

傳染病及其他重なる疾病 本道は府縣と境域を接せず船舶の交通に依りてのみ他の事物に觸接するを以て傳染病毒を傳輸する機會從て少く加之氣候風土は病毒をして其猛威を逞ふること能はざらしむるを以て傳染病の流行多からず從來の事跡を調査するに沿海の要地に於て虎列刺病等の侵襲を被り延て他の地方に蔓延流行したることありと雖も府縣に比すれば該患者の數甚た少なし唯腸窒扶斯及實布的里亞の二病は稍々多くして年々發生し之か患者數は本道内に於ける傳染病患者の主位を占む明治三十四年中發生したる腸窒扶斯患者は九百三十四名内死者二百八名實布的里亞患者は四百九十八名内死者百五十七名なり赤痢は本道との交通上最も密接の關係ある東奥各縣に於て數年來劇烈なる流行の慘狀を呈したるに拘らず本道に於ては明治三十四年内の患者三十四名死者十二名を出したるに過ぎず其他痘瘡患者六名猩紅熱患者二名を出した

るも死亡者なしとす

本道は傳染病以外の病氣も亦比較的少し唯眼病、水腫病、間歇熱等較々多しとす眼病は市街地以外の住民に多し是れ市街地以外の住民は其家屋概ね未だ完全ならずして冬期防寒の爲め窓戸の設備少く光線の射入不良なる室内に居住し且つ暖を取らんか爲め焚火を爲すと外出の際に於ける積雪の反射に因るならん水腫病は新墾地及鑛山等に於て住居の適否を擇ふの違なく粗造の小屋を建設し並に飲料水及食物等不良なるより之に罹るものゝ如し間歇熱は多く新開の原野に發生す是れ其病毒を媒介する蚊の多きによるなり然れとも其病は悪性にあらず且つ開拓の業進むに従ひ漸次減少するを常とす甲狀腺腫病は本道西海岸に於ける渡島國オshima檜山ひのやま兩郡及後志國ごし久遠郡くゑんに至る沿海一帯の地方に於て罹る者あり特に婦女子に多しとす其原因は未だ明かならず尙ほ本道は至る處民間に於て俗にガッチャキと稱する疾病あり是れ蓋しガッチャキなる一種の病あるにあらずして其病症の何たるを問はず苟も患者の肛門に裂創を生したるものに冠する通稱にして民間療法として灸を以て之を治すへしとなし醫師の診療を受けざるを以て治療の期を失するの風あり

醫師藥劑師及産婆

本道の盛に開發したるは開拓使設置以來に係るや勿論なりと雖

も函館、福山等の地方は夙に戸口繁殖したるを以て従て醫師も亦古く又寛政及享和年間に於ては幕府より蝦夷地の要地に醫師を派遣したる事あり開拓使以來拓殖の進歩と共に醫師の數増加し明治三十四年末に於ける醫師の現在數は五百七十三名齒科醫十二名整骨科二名合計五百八十七名なり藥劑は従前總て醫師及其補助者に依りて取扱はれ資格ある藥劑師の渡來は近く明治十年以後にある者の如く三十四年末に於ける藥劑師の現在數は三十八名なり産婆は成規の試験を経て營業する者三十四年末に於て二百八名あり而して本道の人口及地勢上の關係は斯る少數の産婆を以て到底産婦の取扱を満足せしむべきにあらず故に本人の經歷を審査し産婆に不便を感じる地方を限り特に開業を許可したる者二百二十三名あり

公立私立病院及町村醫 安政六年函館居住の醫師數名同心協力して一院を建設し大病院と稱す是れ即ち公立函館病院の濫觴なりとす札幌に於ては明治五年一院を建設し札幌病院と稱す爾來各地に之か開設を見るに至り明治三十四年末に於ける公立病院の數は二十七院にして之か醫員六十一名藥劑師十三名調劑助手三十三名なり私立病院は三十一院にして之か醫員五十八名藥劑師七名調劑助手六十四名なり本道は開拓の爲め移住する者點々部落を爲し其發達未だ醫師の任意的移住を爲す程度に至らざる箇所少

からす斯の如き町村に於ては概ね町村醫として俸給を町村費より支出し其移住を獎勵せり明治三十四年末に於ける町村醫設置の箇所百六十箇所なり而して該町村醫設置の箇所にして醫師の俸給支出に困難を感ずる町村も亦尠からざるを以て斯る町村に對しては地方費より之を補助せり三十四年度に於ける地方費補助の町村は百三十二箇所にして金額壹萬五千九百貳圓なり

牛乳及屠獸 本道は畜産業盛大なるを以て傍ら牛乳營業を爲す者及屠獸販賣を爲すもの多し明治三十四年中牛乳搾取高二千八百八十五石二斗四升二合屠獸頭數五千二百十頭其斤數百十四萬九千九百六十九斤にして詳細は左表の如し

牛乳搾取販賣高

明治三十四年中

國別	石狩	後志	渡島	釧路	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	合計
搾取所數	四一所	七五	一九〇	一〇六	一〇六	四	一八	一	二	一八	五	一〇九
搾取牛頭數	三六〇六	七五	七三三三	六二五	一〇	一九七	八八二	一九七四	四三	五五五	二三五	二八八五八
搾取販賣高	三三〇〇六	八三二六	二七八九七	二四一九	四六四	六三七	三三三六	五八九一	二一九	一八四四	八三三	八五五五八
販賣價格	三三〇〇六	一〇五九	三二九九	一〇六	四六四	八二〇	三三三六	九八七〇	一七一	五八八	一三三	一九八
人百千八に對する牛乳斤數	四一五八	一四五九	三二九九	一〇六	四六四	八二〇	三三三六	九八七〇	一七一	五八八	一三三	一九八

屠獸

獸

明治三十四年中

國別	石狩	後志	渡島	釧路	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	合計
屠獸場數	一一	二	五	七	三	二	三	二	二	二	二	二
牛	八七七	二五五	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
馬	四一三	八〇	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
羊	六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
豚	一三九九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
輸入肉斤數	二二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
合計	二六九〇	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八	二七八
付人口千人に對する斤數	一七二五	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二

因に曰く本道は又水産物に富めるか故に交通不便の内陸に在るもの、外は魚肉を食すこと多く其量遙に府縣の人民に超へたり

●**鑛泉** 本道は鑛泉に富み明治三十四年末に於ける鑛泉許可數百六十三箇所にして其内既に營業を開始せるもの六十六箇所なりとす同一の場所に於て各別に數人營業する者は各別に一箇所として計算せり同年内浴客延人員十八萬五千四百二人にして浴客の最も多きは一戸の營業者にして延人員二萬五千人に上れるものあり收入の最も多きは入浴料及宿泊料等を合して一年の收入七千圓に上れるものあり蓋し土地の開發と共に尙は多くの鑛泉場を開設するに至らん

●**函館水道** 函館區は人口の増加に従ひ用水の不足を感じ開拓使の頃より既に水道敷設の計畫ありしか終に區公借金、區共有金及政府補助金を合せ二拾餘萬圓を以て赤井川より水を引くことに決し明治二十一年十月工事に着手し同二十二年八月竣工其經費二拾參萬餘圓を要せり其設計大略左の如し

赤井川水源池 赤井川農業用水の上の一堰堤を築き水源池を造る池幅三十尺、十八尺、深十一尺、高海面上二百尺

赤井川沈澱池 水源池を距る六百二十四尺にして池方百尺、深十二尺、水量五十萬ガロン(區内十二時間に消費する量但し一人一日消費三十ガロンを貯ふ二室あり一は萬一の用に供す)

沙見町配水池 沈澱池を距る二萬八千尺なり幅百四十尺、百二十尺、深十五尺、水量二百萬ガロンを容る

本管十二インチ、支管六インチより四インチに至る

防火栓を四百尺毎に給水栓を四百二十尺毎に設く

當時給水栓二百九十、防火栓二百六十六、掃除栓五十四

水道竣工以來區民は清水の供給を受け衛生上に及す効果の偉大なるは勿論火災消防上の利益著しく實に函館の發達を助成する一大要素となれり然るに爾後人口増加の速なる給水上復水道増設の必要を生し明治二十七年申請して政府の補助を受け同年九月起工し同三十年二月落成、工費貳拾參萬餘圓を要せり其工程大略左の如し

増設配水池 從來の配水池の上方にあり上面長百四十二尺、八寸六分、幅九十六尺、一寸二分、底面長百一尺、幅五十五尺、深平水にて十尺二寸五分、其形磨鉢狀にして水量六十四萬ガロンを入る

増設以前に在りては大凡六萬人に供給し得へき水量なりしを増設工事の設計にては十六萬人に供給して尙は餘裕ありとす

諸官廳

北海道廳 松前氏管轄の頃は政廳を福山に置く享和二年幕府の箱館奉行を置き東蝦夷地を管轄するや其政廳を箱館に置く文化四年松前氏を轉封し蝦夷地全部を幕府の直轄となし箱館奉行を改めて松前奉行となし政廳を福山に移す文政四年蝦夷地を擧げて松前氏に還し與ふ安政二年幕府再び蝦夷地を直轄し箱館奉行を置き箱館に在勤せしむ明治二年七月蝦夷を改めて北海道と稱し開拓使を置くに至り政治の規模を擴張し明治四年政廳を札幌に設く明治十五年二月開拓使を廢し函館札幌根室の三縣を置き本道を三分して之を管轄す明治十九年一月更に三縣を廢し北海道廳を札幌に置き全道を一括して之を統治す而して道廳長官の權限中府縣知事と異なる特種の點は北海道の開拓殖民並に屯田兵の開墾授産の事務を監督する權北海道に於ける官有鐵道の建設保存及運輸の業務を掌理する事等にして其他法律命令を執行する權行政事務を管理する權廳令を發する權出兵要求の權等は府縣知事と異なる所なし

北海道廳支廳 明治十二年以前大小區と稱せし時代は全道悉く開拓使の直轄たりし

も同年七月大小區畫を廢して郡區を置き郡に郡役所區に區役所を設け部内に屬する法令の施行並に法令又は本支廳長官の委任に係る事務を執行し町村戸長の監督等を管掌することゝなす明治三十一年十一月郡役所を廢し北海道廳支廳を置く其職務權限は大體郡役所に同じ現在の支廳名及位置左の如し

名	稱	位	置	名	稱	位	置	名	稱	位	置
北海道廳	札幌支廳	石狩國	札幌區	北海道廳	小樽支廳	後志國	小樽區	北海道廳	室蘭支廳	膽振國	室蘭區
同	函館支廳	渡島國	函館區	同	空知支廳	石狩國	空知郡若見澤村	同	浦河支廳	日高國	浦河郡浦河町
同	松前支廳	同	松前郡福山町	同	上川支廳	同	上川郡旭川町	同	釧路支廳	釧路國	釧路郡釧路町
同	檜山支廳	同	檜山郡江差町	同	増毛支廳	天鹽國	増毛郡増毛町	同	河西支廳	十勝國	河西郡帶廣町
同	霧部支廳	後志國	霧部郡霧部町	同	宗谷支廳	北見國	宗谷郡稚内町	同	根室支廳	根室國	根室郡根室町
同	岩内支廳	同	岩内郡岩内町	同	網走支廳	同	網走郡網走町	同	紗那支廳	千島國	紗那郡紗那町

北海道區役所町村役場及戸長役場 區役所は札幌函館小樽の三箇所一級町村役場は十七箇所二級町村役場四十八箇所戸長役場百卅一箇所あり地方制度の部を参照せよ

警察署 北海道廳内に警察部を置き地方に警察署十九箇所警察分署七十箇所巡查駐在所百九十八箇所を置く各警察署名及位置は左の如し

署	名	位	置	署	名	位	置
札幌	札幌	石狩國	札幌區七	函館	函館	渡島國	函館區
山	山	飯沼國	飯沼郡七飯村	山	山	松前郡	福山町
江	江	天鹽國	宗谷郡稚内町	江	江	釧路國	釧路郡釧路町
毛	毛	十勝國	河西郡帶廣町	毛	毛	根室國	根室郡根室町
那	那	千島國	紗那郡紗那町	那	那	千島國	紗那郡紗那町

諸官廳

壽部	後志國壽部郡壽部町	室
岩内	岩内郡岩内町	浦
小樽	小樽区	帯
岩見	石狩國空知郡岩見澤村	釧
旭川	上川郡旭川町	路
蘭	膽振國室蘭郡室蘭町	網
河	日高國浦河郡浦河町	根
廣	十勝國河西郡帶廣町	宗
路	釧路國釧路郡釧路町	紗
室	根室國根室郡根室町	
走	北見國網走郡網走町	
谷	宗谷郡稚内町	
那	千島國紗那郡紗那村	

監獄署 監獄署一監獄支署三あり左の如し

名	監	署	名	支	署
北海道廳	監獄署	石狩國札幌郡苗穂村	函館監獄支署	支署	渡島國函館區大字龜田村
			根室監獄支署	支署	根室國根室郡根室町
			宗谷監獄支署	支署	北見國宗谷郡稚内町

御料局支廳

御料局札幌支廳は明治二十三年八月開廳し爾來札幌區に置く出張所を函館江差以上渡島國苫小牧膽振國札幌岩見澤瀧川上川以上石狩國増毛天鹽國天鹽國但し今假りに上川出張所にて取扱ふ川上釧路國の十箇所に農業課派出所を天鹽川上の二箇所に置く

第七師團 明治二十九年五月第七師團司令部を石狩國札幌に設置し同三十四年十月石狩國上川郡旭川町に移轉し第十三第十四各旅團司令部も亦同處に置く各聯隊以下の

名稱位置左の如し

名	稱	位	置	名	稱	位	置
第十三旅團	第廿五聯隊	石狩國札幌郡	月寒	函館要塞砲兵	大隊	渡島國	函館區
同	第廿六聯隊	石狩國上川郡	旭川	屯田兵	第三大隊	天鹽國上川郡	劍淵村
第十四旅團	第廿七聯隊	同	同	同	第四大隊	北見國常呂郡	常呂村
同	第廿八聯隊	同	同	同	同	石狩國	札幌區
騎兵	第七聯隊	石狩國上川郡	旭川	函館	聯隊	函館區	函館區
野戰砲兵	第七聯隊	同	同	釧路	聯隊	釧路區	釧路區
野戰工兵	第七聯隊	同	同	旭川	聯隊	旭川區	旭川區
輜重兵	第七聯隊	同	同	石狩國上川郡	同	石狩國上川郡	旭川町

憲兵隊 第七憲兵隊を石狩國旭川町に置き札幌函館に分隊を石狩國上川郡鷹栖付同

國郡旭川町同國札幌區渡島國函館區に屯所を置く

軍馬補充部 軍馬補充部釧路支部は釧路國白糠郡白糠村にあり

築城部 築城部函館支部は渡島國函館區にあり

稅關 函館稅關は安政六年六月函館開港の際創設する所にして初運上所と稱し明治

六年稅關と改稱す目下函館稅關及小樽室蘭釧路の三支署を置く

稅務監督局及稅務署 明治二十九年十月札幌函館根室の三箇所に稅務管理局を置き

同三十五年十一月之を廢して札幌稅務監督局を置く其下に屬する稅務署十八あり稅務署の名稱は左の如し但し位置は北海道廳支廳所在地に同し

札幌 小樽 岩内 空知 上川 増毛 宗谷 室蘭 浦河 函館 松前 檜山 壽都 根室 釧路 河西 網走 紗那

裁判所 明治七年函館裁判所を設け聽訟斷獄事務を司法省に屬せし以來屢々變更あり現今函館控訴院函館札幌根室の三地方裁判所及十六の區裁判所五十二の區裁判所出張所あり左の如し

控訴院	地方裁判所	區裁判所
函館	函館 札幌 根室	函館、福山、江差、壽都、札幌、旭川、浦河、増毛、稚内、小樽、室蘭、岩内、根室、網走、厚岸、釧路

位置は何れも右名稱と同名の地にあり區裁判所出張所は之を略す

集治監 明治十四年八月石狩國樺戸郡に集治監を設けし以來空知、釧路、網走、十勝に設けしが名稱の變更及廢合等ありて現在左の如し

集治監	監	分監	監
北海道集治監	石狩國樺戸郡月形村	十勝分監	十勝國河西郡帶廣町
		網走分監	北見國網走町最寄村

海・事・局・及・海・務・署 函館海務局は渡島國函館區に小樽海務署は後志國小樽區にあり

釧・山・監・督・署 札幌釧山監督署は石狩國札幌區にあり

郵・便・電・信・局 明治四年始て函館區に郵便役所を置きし以來年々通信機關を擴張し明治三十五年末には一等郵便電信局一、二等郵便電信局九、三等電信局一、三等郵便電信局百二十五、三等郵便局八十六にして合計二百二十二箇所あり其内一等局二等局は左の如し

一等局	二等局
札幌	函館、小樽、旭川、稚内、釧路、根室、泊、紗那以上郵便電信局、幌泉電信局

電話交換局 札幌、小樽、函館の三電話交換局あり

北海道拓殖要覽

終

明治三十六年三月廿三日印刷
明治三十六年三月廿七日發行

非賣品

北海道廳

福岡正郎支配人


印刷者 名 鹽 佐 助

東京市日本橋區青物町二十六番地

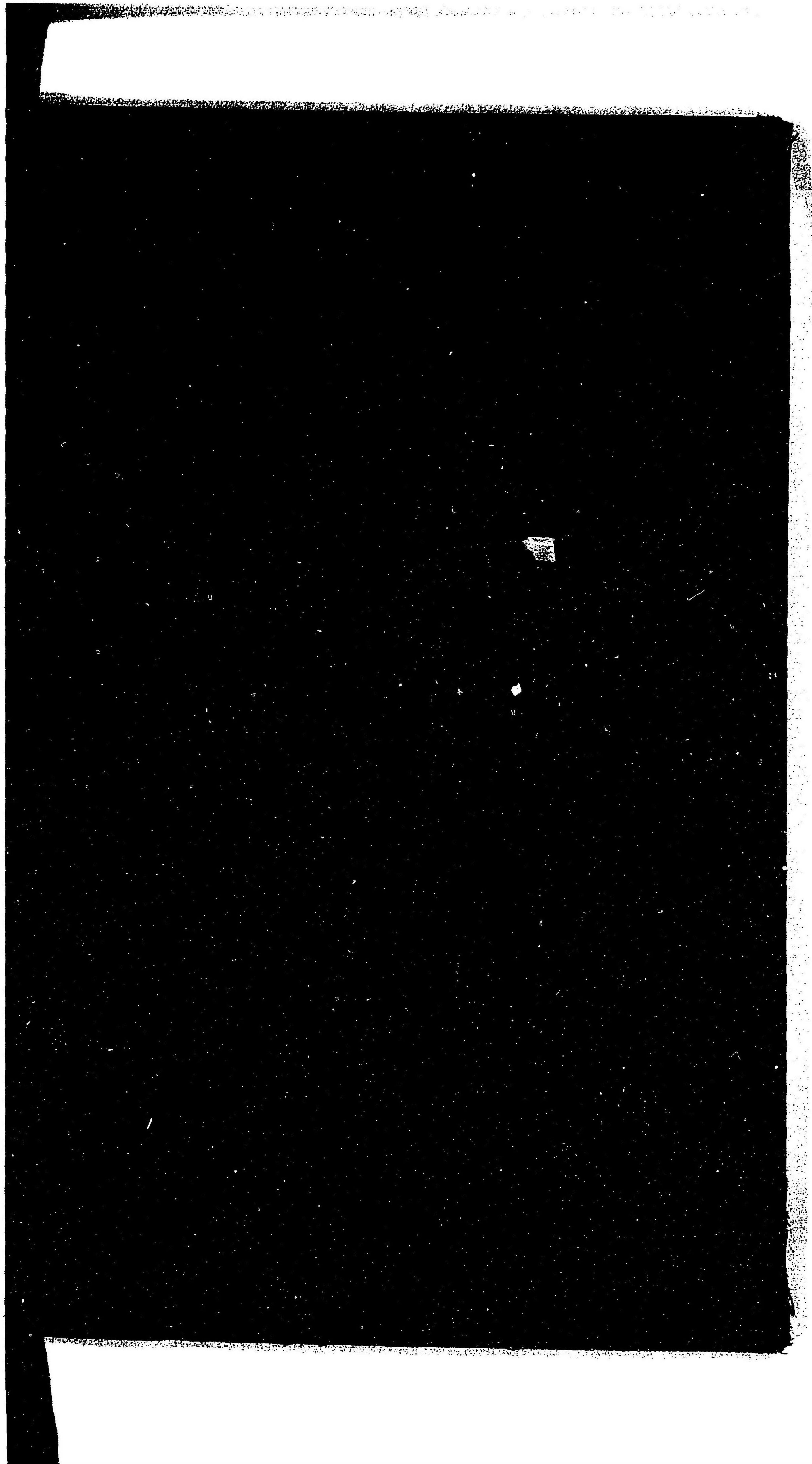
印刷所 福岡商店印刷部

東京市京橋區元數寄屋町四丁目二番地

319
3



319
B



319
3

041393-000-9

319-3

北海道拓殖要覽

北海道庁

M36

BDG-0208

